

身体拘束等適正化に関する指針

公益財団法人岡山市ふれあい公社
福祉部 在宅福祉課

令和4年4月1日施行

身体拘束等適正化に関する指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「当財団」とする。）の基本的な考え方としてこの指針を定め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けた意識を強く持ち、身体拘束等をしないケアの実施のための方策を共有します。

（１）身体拘束等の原則禁止

当財団においては、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止します。

1) 身体拘束に該当する具体的な行為

<参考>介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑫離床感知センサーを使用する。
- ⑬言葉によって相手の行動を制限する、または抑制する。（スピーチロック）

2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかし、以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2 権利擁護（身体拘束等適正化）委員会の設置及び適正化対応策担当者の配置

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として権利擁護（身体拘束等適正化）委員会（以下「委員会」という）を設置し、以下の事項について検討します。また、検討結果等について職員に周知徹底を図ります。なお、委員会の設置に関する詳細は別途定めるものとします。

- ①緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び実施した場合の解除の検討に関する事
- ②身体拘束等について報告するための様式の整備に関する事
- ③身体拘束等について報告された事例の集計及び分析に関する事
- ④分析した事例の発生原因・結果等の取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討に関する事
- ⑤適性化策を講じた後の、効果検証に関する事
- ⑥職員研修の内容に関する事
- ⑦指針の整備に関する事

（２）身体拘束等の適性化対応策担当者を配置します。当該担当者は事業所の管理者があたりま

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- （１）身体拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。
- （２）身体拘束等の適正化のための職員研修は年１回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施するものとします。
- （３）研修の実施内容は記録するものとします。

4 身体拘束等の報告方法に関する基本方針

- （１）身体拘束等を行う場合には、身体拘束等発生時の対応に関する基本方針に基づき、利用者・家族等にすみやかに説明し、報告を行います。説明の際は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」用い、確認を受けます。また、身体拘束等を解除する場合には、利用者本人・家族等に報告します。
- （２）身体拘束を実施している場合は「緊急やむを得ない身体拘束に関する利用者の態様記録」に記録し、拘束解除に向け、随時、委員会に報告します。
- （３）身体拘束を行う場合、解除する場合等の判断を行うための委員会を開催した場合は、その内容を記録します。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

- （１）カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘

束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の対応等を参考にして委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組みます。

(2) 利用者本人・家族等に対する説明

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、以下の項目について具体的に利用者本人・家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ①個別の状況による拘束が必要な理由
- ②拘束の方法（場所・行為（部位・内容））
- ③拘束の時間帯及び時間
- ④特記すべき心身の状況
- ⑤拘束開始及び解除の予定

(3) 記録等

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

(4) 拘束の解除

委員会で検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者本人・家族等に報告します。

6 利用者等に対するこの指針の閲覧に関する基本方針

この指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように事業所に備え付けます。また、ホームページ上で公表します。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に財団の方針を説明します。また、利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束等の適正化のための取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

(2) この指針を改定するときは、委員会にて検討し、承認を得るものとします。